

件名 第48965号
 处理期間 22.1.26 閲覧
 月日 分類記号
 00001

薬食監麻発 0120 第1号

平成22年1月20日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長


薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして
 厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件について

平成22年厚生労働省告示第19号により、薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和38年厚生省告示第279号）が別添のとおり一部改正されたので、下記の改正要旨等について御了知の上、貴管下関係業者等に対する周知徹底及び指導に遺憾なきを期されたい。

なお、国立感染症研究所長、国立医薬品食品衛生研究所長、各地方厚生局長、独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長、日本製薬団体連合会会長、社団法人細菌製剤協会理事長及び社団法人日本血液製剤協会理事長宛に当該通知の写しを送付したことを申し添える。

記

1. 改正要旨

乳濁A型インフルエンザHAワクチン（H1N1株）及び乳濁細胞培養A型インフルエンザHAワクチン（H1N1株）について、手数料、検定基準及び試験品の数量が改正されたこと。

2. 適用時期

公布日（平成22年1月20日）

平成二十一
平成二十二
平成二十三
平成二十四
平成二十五
平成二十六
平成二十七
平成二十八
平成二十九
平成三十

十二年二
十二年一
十二年一
十二年一
十二年一
十二年一
十二年一
十二年一
十二年一
十二年一
十二年一

月八日 月八日 月八日 月八日 月八日 月八日 月八日 月八日 月八日 月八日

日　　日
平　土ニヨ外別措規の法國生氏士ニユ外別措規の法國生氏士ニヨ外別措規の法國生氏士ニユ外別措規の法國生氏士ニヨ外別措規の法國生氏士ニユ外別措規の法國生氏

平成二十一年一月十九日 法務大臣

エイン・メリカ合衆州を原資する、次の一月二十一日、和六十一ヶ年一月二十日、第一二十四回による法律の承認を受ける。第廿五回による法律の基づき、第二次世界大戦中の日本に於ける医薬品等の輸入税を定めた特定外貨の規制法を制定する。

号
衆国
格同様に、日本は、昭和六年法律第百六十九号によつて、法務大臣が、薬事事務の監督を司る法律事務の監督を司ることとなつた。

アレキサンダー・アメリカンコナー
一一千葉 千葉
七日 取扱いに問題ないに
六十六号) て外国法
六十六号) 者に対し、
六十六号) ヨーヨーを
六十六号) 二号によ
六十六号) ニア州にも
六十六号) アメリカ
六十六号) して外国法
六十六号) 並びに連
六十六号) 三十八年高

○法務　　生年月　　氏
○外國　　生年月　　氏
別措置の規定
イリノ　　なる資
平成　　平成
示第4　　平成
教科　　○文部
育局教　　国
別表　　生年月
(別表)　　氏
1　　る教
2　　平成
教科　　2
よる
成元
に掲
定価
おり
(附則)
初等中

名　早川千九
籍　日本
弁護士に
法（昭和
に基づき
州を原
格を承認
二十二年
二十二年
書の定価
書から
科書に
科書で平成
改前年の
年文部省
第二項の
等教育局
に基づき
一項、薬
昭和三十
七十九号

百七十三 真人 國
二十七号 よる法律
「次の者 資格国と
した。
一月二十
ト・ウン
百七十五 リカ合衆
示第七号 認可基準
部を次の
うに改め
は省略し
おいて縦
十一年文
実施する
年度以降
告示第八
文部
、平成二
教科用図
の一部
厚生労
六年厚生
事法施行
教科書課
検定を要
認可の基

年十一月
事務の取
法律第六
に対し、
して外国
白
法務大臣
ジュ・キ
年三月一
国
（昭和五
ように改
白
科学大臣
る。
、「文部科
覽に供す
十二年度
において
ては省略
の使用に
書検定申
請書検定申
請書第一
令（昭和
省令第一
するもの
を次のよ
勵大臣

十六号) アメリカ法事務弁
六十六号) 法事務弁
三十一年) 千葉
ム
三十一年) 十一日
三十一年) 川端
三十一年) 学省初等
三十一年) (文部省)
三十一年) 以降の使
三十一年) 係る高等
三十一年) 第五百五
三十一年) 請受理種
三十一年) の高等学
三十一年) のあつた
三十一年) 最高額は
三十一年) うに改正
三十一年) として厚
三十一年) 長妻

國する特
第七条 合衆國
人護士と
昭 昭示する。
政令第
九十九
生労働
する。

一の出発物・希釈液の標示箇へハヘニヘモトハヘ（エムニ一式）の質の次は次のものと見ゆ。

| | | |
|----------------------|-------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 乳癌A型インフルエンザH1N1株 | 1 専用混和液が同一の製造番号のもので構成されるとき。 2 専用混和液が2種類の製造番号のもので構成されるとき。 | 1 専用混和液が同一の製造番号のもので構成されるとき。 2 専用混和液が2種類の製造番号のもので構成されるとき。 抗原製剤16本及び製造番号ごとに専用混和液9本 |
| 乳癌細胞培養A型インフルエンザH1N1株 | 410,000円 13本 | 内容量が6mLであるとき。 |

～の出発物・希釈液の標示箇へハヘニヘモトハヘ（エムニ一式）の質の次は次のものと見ゆ。

おもべれ。

乳癌A型インフルエンザH1N1株

次の1から4までに規定する試験法によるものとする。ただし、本剤は、抗原製剤と専用混和液で構成されるものであり、1に規定する試験法においては専用混和液を、2及び4に規定する試験法においては抗原製剤を、3に規定する試験法においては抗原製剤及び専用混和液を混ぜたものを、それぞれ検体として用いて試験を行うものとする。

1 α-コフェロール及びスクワレン含量試験

クロロホルムを加えて、3つ以上の異なる濃度の標準希釈液を作る。検体の濃度が標準希釈液の最高濃度から最低濃度までの範囲内となるよう適当量を取り、検体の濃度が標準希釈液の最高濃度から最低濃度までの範囲内となる試料溶液及び標準希釈液の一定量を取り、日本薬局方（平成十八年厚生労働省告示第二百八十五号）一般試験法の液体クロマトグラフ法を準用して次の条件で試験を行うとき、各々の溶出時間は、α-コフェロール又はスクワレン溶液の溶出時間と比較して、その±5%の範囲内でなければならない。標準希釈液のピーク面積から得られた検量線を用いて試料溶液中のα-コフェロール及びスクワレン濃度を求めたとき、α-コフェロールの検体1mL中の含量は42.6～54.1mgに、スクワレンの検体1mL中の含量は39.0～48.4mgに、それぞれならなければならない。

α-コフェロール又はスクワレンのピークは、それ以外の物質のピークと完全に分離しなければならない。また、標準希釈液のピーク面積から得られた検量線の相関係数は、0.990以上でなければならない。

吸光度については、紫外可視吸光度計を検出器として用い、205nm付近の適当な波長により測定する。その際、カラムは、粒子径5μmの液体クロマトグラフ用オクタデシルシリル化シリカゲルを充填した適当な内径と長さのものを用い、かつ、必要に応じて適当なガードカラムを用いる。また、カラム温度、移動相及び流量は、用いるカラムを考慮して適当な条件を選ぶ。

2 ホルムアルデヒド含量試験
微酸性下でのアセチルアセトン及びアンモニアとの反応により生じる3、5-ジアセチル-1、4-ジヒドロチジンの発色度によって、検体中のホルムアルデヒドを測定する。

ホルムアルデヒド溶液を水で正確に薄めることにより、3つ以上の異なる濃度の標準希釈液を作成する。検体は、標準希釈液の最高濃度から最低濃度までの範囲内となるように水で正確に薄めることにより、試料溶液とする。

試料溶液及び標準希釈液を1mLずつ正確に採り、それぞれにメタノール3mL及びアセチルアセトン試液4mLを正確に加えたものを58℃で5分間加温する。冷却後、これらの液（調合液）がある場合は、これらの液を1400g以上で10分間遠心分離した上澄液）について、分光光度計を用いて波長412nmの吸光度を測定する。標準希釈液の測定結果から得られる検量線により試料溶液中のホルムアルデヒド濃度を求めるとき、ホルムアルデヒドの検体1mL中の含量は、50μg以下でなければならない。

また、水について同様の操作により吸光度を測定し、補正に用いる。

3 異常毒性否定試験

3.1 動物

体重300～400gのHartley種のモルモット（この目及び次目において「モルモット」という。）を用いる。モルモットは、使用前5日間以上観察して、異常を示さず、かつ、その体重が順調に増加したことと確認したものでなければならない。

3.2 植体の量

検体の量は、モルモット1匹当たり0.5mLとする。ただし、ここで用いる検体は、抗原製剤及び専用混和液を同量ずつ混ぜたものとする。

3.3 操作

モルモットは1群2匹を用いる。検体を1回腹腔内に接種し、モルモットの健康状態を7日間観察する。この間、モルモットの行動や様子に異常を認めたときは、記録するものとする。

3.4 觀察

観察期間中にいざれのモルモットも異常を示さない場合、この試験に適合したものとする。観察期間中に2匹のモルモットが死亡した場合、この試験に不適合であるものとする。1匹のモルモットが死亡又は異常を示した場合、モルモットを4匹用いて再試験を行う。再試験の観察期間中にすべてのモルモットが生存し、かつ、異常を示さないとき、この試験に適合したものとする。モルモットの体重は、検体接種後7日目において、検体接種時の体重以上でなければならない。

4 力価試験

4.1 材料

特定量の参考原液インフルエンザH1N1抗血清を含むアガロースゲル（4.2及び次目において「SRDプレート」という。）を用いる。当該参考原液インフルエンザH1N1抗原（一元放射免疫拡散試験用）（4.2及び次目において「標準抗原」という。）又は本剤に含まれるそれぞのウイルス株に対応するものを用いる。

4.2 試験

検体及び標準抗原は、適当な界面活性剤により前処理を行う。R Dプレートについて、リン酸緩衝塩化ナトリウム液を用いて、それぞれ適当な希釈液及び標準抗原について、リン酸緩衝塩化ナトリウム液を用いて、それを適当な希釈液を作り、SRDプレート上に調製されたウエルに、検体及び標準抗原の希釈液を適当な一定量ずつ分注する。SRDプレートは、乾燥しないように温った容器に入れ、20～25℃で18時間以上置く。その後、SRDプレートを水洗し、乾燥させた後、染色処理をし、染色された拡散円の直径を調べる。

4.3 判定

試験の成績を統計学的に処理して検体中のヘムアグロビンの濃度（相当値）を求めるとき、1株当たり3.75μg/0.25mL以上でなければならない。

5 試験、試液等

- (1) アセチルアセトントン試液
日本薬局方アセチルアセトントン試液を用いる。

(2) クロロホルム

工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)試薬特級を用いる。

- (3) スクワレン
純度98.0%以上のものを用いる。

- (4) α-トコフェロール
日本薬局方トコフェロールを用いる。

- (5) 2-プロパンオール
日本工業規格試薬特級を用いる。

- (6) ホルムアルデヒド溶液
37%ホルムアルデヒド溶液(10~15%のメタノールを含む。)を用いる。

- (7) メタノール
日本工業規格試薬特級を用いる。

- (8) リン酸塩緩衝塩化ナトリウム液
生物学的製剤基準・一般試験法の部C試薬・試液等の条の規格に適合するものを用いる。

乳濁細胞培養A型インフルエンザHAワクチン(H1N1株)
次の1から3までに規定する試験法によるものとする。

- 1 スクワレン含量試験
スクワレンの適当量を探り、2-プロパンオールを加えて、3つ以上の異なる濃度の標準希釈液を作る。

検体の適当量を探り、検体の濃度が標準希脂液の最高濃度から最低濃度までの範囲内となるよう適当量の2-プロパンオールを加えて試料溶液を作る。試料溶液及び標準希脂液の一定量を探り、日本薬局方一般試験法の液体クロマトグラフ法を準用して次の条件で試験を行うとき、スクワレンの溶出時間は、スクワレン溶液の溶出時間と比較して、その±5%の範囲内でなければならない。標準希脂液のピーク面積から得られた検量線を用いて試料溶液中のスクワレン濃度を求めたとき、スクワレンのピークは、それ以外の物質のピークと完全に分離しなければならない。また、標準希脂液のピーク面積から得られた検量線の相関係数は、0.990以上でなければならぬ。

吸光度については、紫外可視吸光度計を検出器として用い、214nm附近の適当な波長により測定する。その際、カラムは、粒子径5μmの液体クロマトグラフ用オクタデシルシリル化シリカゲルを充填した適当な内径と長さのものを用い、かつ、必要に応じて適当なガードカラムを用いる。また、カラム温度、移動相及び流量は、用いるカラムを考慮して適当な条件を選ぶ。

2 異常毒性否定試験

- 2.1 動物
モルモットを用いる。モルモットは、使用前5日間以上観察して、異常を示さず、かつ、その体重が順調に増加したことを確認したものでなければならない。

- 2.2 検体の量
検体の量は、モルモット1匹当たり0.5mLとする。

- 2.3 摂取
モルモットは1群2匹を用いる。検体を1回腹腔内に接種し、モルモットの健康状態を7日間観察する。この間、モルモットの行動や様子に異常を認めたときは、記録するものとする。

2.4 判定

観察期間中にいずれのモルモットも異常を示さない場合、この試験に適合したものとする。モルモットが死亡又は異常を示した場合、モルモットを4匹用いて再試験を行う。再試験の観察期間中にすべてのモルモットが生存し、かつ、異常を示さないとき、この試験に適合したものとする。モルモットの体重は、検体接種後7日目において、検体接種時の体重以上でなければならぬ。

3 力価試験
一元放射免疫拡散試験法を行う。3.1 材料
SRDプレートを用いる。当該参照抗インフルエンザHA抗体清は、検体、標準抗原又は本剤に含まれるそれぞれのウイルス株に対応するものを用いる。3.2 試験
検体は、遠心処理等により前処理を行う。

当該界面活性剤により前処理を行った後、検体及び標準抗原の希釈液を適当な希釈液及び標準抗原について、リン酸塩緩衝塩化ナトリウム液を用いて、それぞれ適当な希釈液を作り、SRDプレート上に調製されたウエルに、検体及び標準抗原の希釈液を適当な一定量ずつ分注する。SRDプレートは、乾燥しないように湿った容器に入れ、20~25°Cで18時間以上置く。その後、SRDプレートを水洗し、乾燥させた後、染色処理をし、染色された抵抗円の直径を調べる。

3.3 判定

試験の成績を統計学的に処理して検体中のヘムアグリチニンの濃度(相当値)を求めるとき、1株当たり3.75ng/0.25mL以上でなければならない。

4 試薬、試液等

- (1) スクワレン
純度98.0%以上のものを用いる。

- (2) 2-プロパンオール
日本工業規格試薬特級を用いる。

- (3) リン酸塩緩衝塩化ナトリウム液
生物学的製剤基準・一般試験法の部C試薬・試液等の条の規格に適合するものを用いる。

○乳濁細胞培養A型インフルエンザHAワクチン(H1N1株)
乳濁細胞培養A型インフルエンザHAワクチン(H1N1株)

品番號: 1-12 (2023年1月20日) 価格: 120円
出荷日: 2023年1月20日
販売者: 田中大田 昭樹 販

(125) 乳濁A型インフルエンザHAワクチン(H1N1株)
(126) 乳濁細胞培養A型インフルエンザHAワクチン(H1N1株)

品番號: 1-12 (2023年1月20日) 価格: 120円
出荷日: 2023年1月20日
販売者: 田中大田 昭樹 販

○乳濁細胞培養A型インフルエンザHAワクチン(H1N1株)
乳濁細胞培養A型インフルエンザHAワクチン(H1N1株)
品番號: 1-12 (2023年1月20日) 価格: 120円
出荷日: 2023年1月20日
販売者: 田中大田 昭樹 販

○エポエチンカンパ (遺伝子組換え)[エポエチンアルファ後継1]

○乳濁細胞培養A型インフルエンザHAワクチン(H1N1株)
乳濁細胞培養A型インフルエンザHAワクチン(H1N1株)
品番號: 1-12 (2023年1月20日) 価格: 120円
出荷日: 2023年1月20日
販売者: 田中大田 昭樹 販